



社団法人 日本ポニーベースボール協会

## 兵庫神戸ポニー父母会規約

2019年1月1日発行  
2022年7月1日改定

## 父母会 規約

### 第1条 名称

本会は、 兵庫神戸ポニー父母会と称する。

### 第2条 目的

1. 本会は、 部員並びに父母会員の親睦向上を計るとともに、 球団の練習、 試合などの応援並びに遠征等の支援を目的とする。
2. 父母会から球団に対して要望がある時は、 父母会長を通じて球団に連絡する。

### 第3条 会員

1. 本会の会員は部員の父母にて構成し、 入部とともに会員となる。
2. 本会員の言動が父母会の目的に反した時は、 父母代表は球団代表と相談した上で会員を除名することができる。  
ただし、 部員はその限りでない。
3. 部員が退部した時は会員の資格を失う。

### 第4条 役員

1. 本会の役員は次のように置く。  
父母会長…………1名  
父母副会長…………1名  
会計…………1名  
会計補佐…………1名  
審判部…………3名（各学年より）
2. 本会の役員は、 前年度12月（引き継ぎ時）の総会においてこれを推薦し決定する。
3. 本会の役員任期は1年とする。

### 第5条 父母会開催

1. 必要に応じ、 父母会長の承認を得て隨時開催する事とする。

### 第6条 父母会費

1. 父母会費は必要に応じて別途徴収する事とする。 金額は別途定める。
2. 休部に関する部費等の支払いは球団規約第8条3項より別途に取り決められた金額から、  
第12条4項を別途定め、 第23条の通りとする。 ※在部期間においては父母会費は減免されない。

### 第7条 父母OB会

1. 卒部式を経て卒部する父母会員はOB会員として、 父母会の要請に応じて協力する。（仕事・家庭優先）
2. 別途OB会会長選定し、 応援要請の連絡の窓口とする。